

長崎県立大学学長の任期に関する規程

〔平成22年7月28日〕
〔規程第12号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学の学長（以下「学長」という。）の任期を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。なお、この任期の途中で学長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。